長期インターンシップ推進事業業務委託　仕様書

１　事業目的

学生や若者等と県内の中小企業・小規模企業（以下、「中小企業等」という。）との相互理解を深め、早期離職の低下や地元企業への就職意識の向上を図るとともに、企業の新販路開拓や第二創業の促進などを通じ、地域経済の活性化を図ることを目的に、学生等による中小企業等における課題解決型の長期インターンシップ（以下、「インターンシップ」という。）を実施し、その成果を広く公表し、当該取組の県内企業等への普及を図ります。

２　契約期間

　契約日から平成３０年３月２３日（金）まで

３　事業内容

　本事業は以下の通り実施することとする。なお、本事業は、「おしごと広場みえ」の関連事業であり、受託事業者においては、本事業と「おしごと広場みえ」で実施される事業との間で、「おしごと広場みえ」利用者への本事業の案内や、本事業参加者への「おしごと広場みえ」の活用の呼びかけを行うなど、相乗効果が出るよう実施すること。

　また、後日募集予定の「インターンシップ推進事業業務委託」※と参加者の募集や受入企業の訪問などにおいて、緊密な連携を図ること。本事業の取組は、本県が設置する「三重Ｕ・Ｉインターンシップ推進協議会」※での検討内容とも関連することに留意すること。

※インターンシップ推進事業業務委託

　　若者と県内の中小企業等の相互の理解を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的に、学生等と中小企業等における短期及び中期のインターンシップを実施する。

※三重Ｕ・Ｉインターンシップ推進協議会

　　インターンシッププログラムや、県内企業に対するインターンシップ受入促進、大学生の参加促進等について検討し、県内において、若者の就労意欲の形成、次代を担う人材の育成、産業の活性化、県内就職の促進、就職後の職場適応と定着等を図ることを目的に設置している。（詳細は別記１を参照のこと。）

（１）インターンシップコーディネーターの設置

　効果的なインターンシップを普及、啓発するため、コーディネーターを１名以上設置し、本事業の企画及び運営業務を実施する。なお、コーディネーターについては、同種事業について見識を持つものを配置するものとし、できる限り、経験のあるものを配置すること。また、その配置にあたり、県と事前に協議すること。

（２）インターンシップの実施

　　学生等（大学生、短期大学生、高等専門学校生等とし、高校生は除く。以下「学生等」とする。）を対象に企業等の課題を解決することを目的とした長期のインターンシップを実施する。

① 事業計画の策定

・事業実施にあたっては、効果的に運営するために事前に事業計画書を策定し、県の了解を得ること。なお、計画の策定に当たっては「成長する企業のためのインターンシップ活用ガイド（経済産業省作成）」※１等も参照すること。

※１：http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/intern/guidebook-all.pdf

② 受入企業の開拓

・インターンシップ受入企業の開拓を行うこと。

・受入先は、三重県内に本社又は事業所を有する企業、法人等とし、中小企業（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定するもの）を優先すること。

・受入企業の開拓に際しては、受託者が開拓する企業に加え、「みえの企業まるわかりＮＡＶＩ」や、別途三重県が作成する「インターンシップ受入企業一覧」を参考にすること（平成29年６月頃作成予定）。

・インターンシッププログラムについては各受入企業の実施担当者と十分に打ち合わせを行い、企業・大学生等の双方に有益なものを検討すること。また、企業実施担当者への事前説明等を行い、学生等の受入れにあたってのノウハウ等を説明すること。特に受入企業にとって、何を目的・成果として当事業に取り組むのかを明確にすること。

③ インターンシップ参加者（以下、「参加者」という。）の募集

・インターンシップに参加する学生等の募集を行うこと。

・参加者の募集に際しては、大学等を訪問し、事業の周知に努めること。

・参加者募集のための説明会を開催すること。開催の時期、場所、回数等は、効果的な方法を検討し、県と協議すること。

④ 受入企業と参加者のマッチング

・受入企業及び参加者の希望を調整し、インターンシップのマッチングを行うこと。

⑤ 事前研修会の開催

・参加者に対して、インターンシップを円滑かつ効果的に実施するための事前研修を行うこと。なお、本研修会の対象に受入企業を含めることは差し支えない。

　　実施回数：２回

　　実施時期：夏季及び冬季

実施場所：三重県内とする。場所の選定については出席者の利便性を考慮すること。

⑥ インターンシップの実施

・実施日数は１か月（実働２０日間）以上とする。

・実施人数は２５名程度とする。ただし県内大学等に在籍する学生等は実施人数の６０％を超えないこと。また、受入企業数は２０社以上とする。

・対象者は学生等とし、三重県と就職支援に関する協定を締結している　　　大学※２に在籍している者を優先とすること。

※２：立命館大学、近畿大学、龍谷大学、同志社大学、関西大学、愛知学院大学、中部大学、愛知大学（平成29年５月17日時点。今後、協定締結校が増えた場合も優先の対象とする）

・インターンシップの実施に際しては、「職業安定法」、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」等、関係法令を遵守すること。

・参加者に対し、受入企業での事故等の賠償に対応するため、傷害及び損害賠償保険を掛けること。また、事業実施にあたり、参加者及び受入れ企業には、本事業の成果を公表するため、必要となる情報を開示することの理解を求めること。

・インターンシップが効果的に実施されるよう、事業実施中は参加者及び受入企業に対する支援をきめ細やかに行うこと。

・インターンシップ終了後、参加者及び受入企業のフォローアップを行い、アンケート調査を実施・分析すること。特に学生等には終了後に自身にどういう成果・成長があったかなどを確認できるアンケートを、受入企業に対しては受け入れたことによってどういう成果が表れたか確認できるようなアンケートを実施すること。アンケートの実施については、事前に県と協議すること。

　⑦　事後研修会の開催

・インターンシップで得られた成果や課題を参加者で共有するための事後研修を行うこと。なお、本研修会の対象に受入企業を含めることは差し支えない。

実施回数：２回

実施時期：夏季及び春季

実施場所：三重県内とする。場所の選定については出席者の利便性を考慮すること。

　⑧　三重Ｕ・Ｉインターンシップ推進協議会との連携

　　・推進協議会と連携を図るため、インターンシップの概要、成果、課題、アンケート結果をまとめ、資料として提供すること。また、本事業に関し、推進協議会での意見等があれば、可能な範囲で事業に反映させるなど推進協議会との連携を図ること。

（３）参加者等の募集、広報等

　　参加者及び参加企業の募集のため、各種広報媒体の中から効果的な媒体を選定し、周知を図ること。以下については、必須とする。

　　①　ホームページの作成

　　②　チラシの作成及び発送（学生向け及び企業向けの２種類）

　　③　企業や商工団体への訪問

　　④　大学等の訪問

（４）完了報告書の提出

本業務が完了した時は、業務の実績を取りまとめた事業報告書に経費台帳（実際に支出した額が確認できる書類を含む）等を添えて、事業終了後10日後または契約期間満了日までの早い日までに、紙媒体で２部、データを入れた電子記憶媒体１部を県に提出すること。

特に下記の点について、県民からみてわかりやすい報告内容を記載すること。

①業務終了後の学生等のアンケート結果とその分析

②業務終了後の受け入れ企業のアンケート結果とその分析

③業務の実施にあたって判明した課題と今後の改善点等

④その他、今後の事業実施にあたって参考となる情報

４　委託費

（１）委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとする。

（２）参加者に対する賃金、交通費等は、本事業費の経費の対象としない。

５　受託上の留意点

（１）契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

（２）受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

（３）本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第２１条から第２８条までに規定する権利で、第２７条及び第２８条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

（４）業務の遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

（５）この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間の保存が必要である。

（６）本委託業務で取得した個人情報については、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、三重県に帰属する。

（７）暴力団等排除措置要綱による契約の解除

　　契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第３条又は第４条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

（８）障がいを理由とする差別の解消の推進

　受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第７条第２項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

（９）不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

① 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア　断固として不当介入を拒否すること。

イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ　発注所属に報告すること。

エ　契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

② 契約締結権者は、受注者が①イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第７条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

６　その他

事業の実施にあたっては、平成28年1月4日付け能発0104第1号「地域創生人材育成事業の実施について」を遵守すること。また、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。